

# 乗合タクシー 12月1日から実証運行

## 乗合タクシーとは

通常のタクシーとは異なり、事前に予約いただき、他の人との乗り合わせで運行するタクシーです。

## 運行区域

- ◆①東地区の自宅 ⇄ 東部・北広島団地地区の市街地拠点（公共施設、商業施設、病院、バス停）
- ◆②西地区の自宅 ⇄ 大曲・輪厚地区の市街地拠点（公共施設、商業施設、病院、バス停）

## 利用対象者

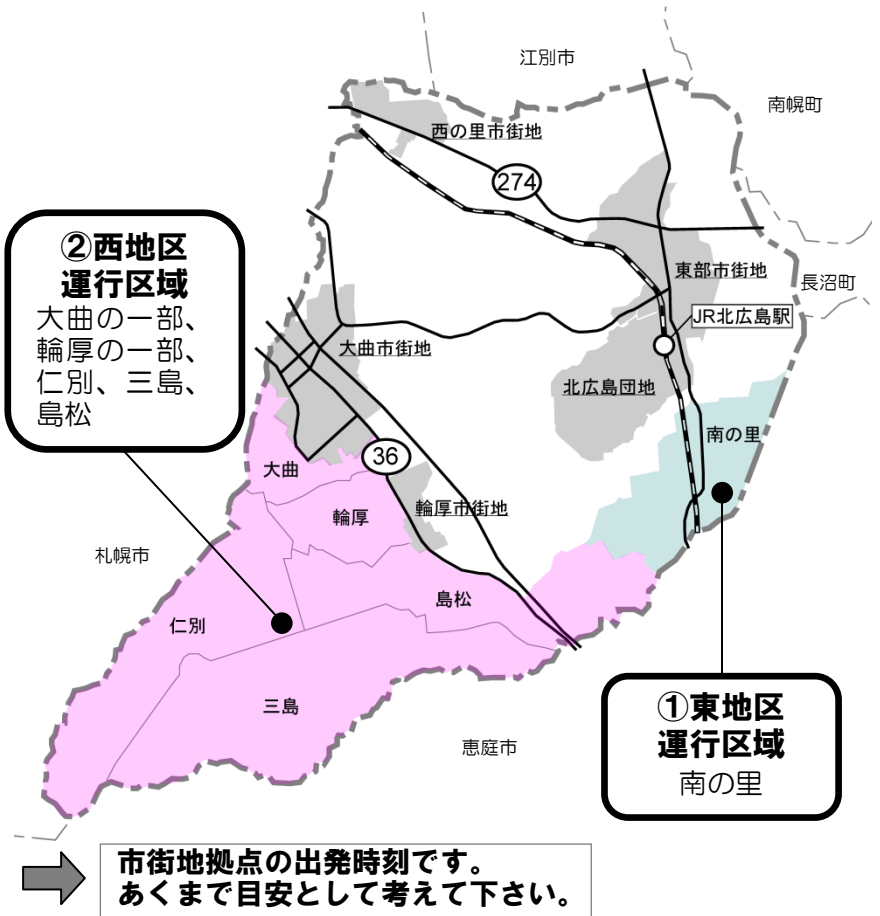
- ①東地区（南の里）にお住まいの65歳以上の方で、一人で乗降できる方
- ②西地区（大曲の一部、輪厚の一部、仁別、三島、島松）にお住まいの65歳以上の方で、一人で乗降できる方

## 運行期間

H23年12月1日（木）  
 ~H24年2月29日（水）  
 月曜日～金曜日の週5日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）は運休）

## 運行時刻

第1便	第2便	第3便	第4便
9時	12時	14時	16時



## 利用するには事前登録が必要です

所定の「利用登録申請書（市役所案内窓口、各出張所に備え付けてあります）」に「住所、氏名、性別、生年月日、年齢、電話番号」を記入頂き、市役所企画財政部政策調整課、各出張所に持参するか、郵送又はFAXで提出することで事前登録ができます。利用対象者は、65歳以上に限りますのでご注意ください（利用する可能性のある全ての65歳以上の方は登録をお願いします）。ただし、外出の際に付添いが必要な方は、「付添者氏名」欄に該当者のお名前を記入ください。

※付添者の年齢制限はありません。

登録が完了すると、ご自宅に「登録証」が届きます。登録証には登録番号、予約先（北広島市社会福祉協議会）の電話（FAX）番号が記載されていますので、電話またはFAXで予約してください。（予約の際には必ず登録番号をお申し出ください。）

北広島市「乗合タクシー」  
 利用登録申請書

記載例

運行区域 東・西地区 登録番号

（下記の本枠内をご記入ください） 平成 23年 11月 1日

住所	〒061-1192 北広島市 中央4丁目2番地 1		
利用者氏名	さた ひろ たろう	性別	男
生年月日	明治・大正・昭和 20年 1月 1日生 (満 66歳)	付添者氏名	さた ひろ はなこ
電話番号	(自宅) 372-3311 (携帯電話) 090-0000-0000	付添者氏名	北広 花子

※付添者が同居の方でない場合、住所も記入願います。  
 上記のとおり利用登録を申請します。

利用登録申請書イメージ

## 利用方法

- ①利用を希望する日の1週間前から、予約を希望する便が市街地拠点を出発する時間の1時間前までに、北広島市社会福祉協議会（予約窓口）に電話（011-372-1698）またはFAX（011-372-1704）をし、次の伝達事項を伝え、予約を済ませてください。  
 ※午前9時発の第1便については前日（前日が運休日の場合、その前の運行日）の午後4時までにお申し込みください。

### 【伝達事項】

- ・登録番号・お名前・希望する便名・乗る場所・降りる場所
- ・利用人数（付添いの方がいる場合はお伝えください）  
 ※お帰りの際もご利用される場合は、一緒にご予約をされると便利です。

**運賃**  
**300円**  
 (1人・1回)

- ②出発の30分前を目途に、タクシー事業者から予想到着時間を電話でお知らせします（コールバック）。  
 ③乗車後目的地へ。  
 ④降車時に運賃300円（1人）をお支払いください。  
 運賃は現金で釣銭のないよう、ご協力をお願いいたします。

## 利用のイメージ



## ご利用の際は、次の点に注意してください

### Q：予約の受付時間は？

A：平日の午前9時から午後4時までです。

### Q：帰りの予約はどうすればいいの？

A：通院、買い物等の用事がすましましたら、利用を希望する便が出発する時間の1時間前までに北広島市社会福祉協議会予約窓口で電話してください。あらかじめ帰りの時間がわかれば往復を同時に予約することも可能です。

☞行きに乗った乗合タクシーの運転手さんをお願いしても、予約したことにはなりませんのでご注意ください。

### Q：どんな車が迎えに来るの？

A：予約人数によって、定員9名のジャンボタクシーか定員4名のセダン型タクシーが乗車希望場所までお迎えに伺います。車には「北広島市乗合タクシー」の表示があります。乗車の際は、運転手に登録証を提示してください。

### Q：一人で乗り降りできない人も利用できるの？

A：乗合タクシーは、介護タクシーではありませんので、一人で乗り降りできない場合、必ず付き添いの方と一緒にご利用ください。その場合、付き添いの方（年齢制限なし）の予約も忘れずをお願いします。（付き添いの方も料金が必要です。）

### Q：運行区域外の市街地に行くことはできないの？

A：今回の運行では、お住まいの運行区域内のみの運行となりますので、別の区域に行くことはできませんのでご了承ください。（例えば、「西地区の自宅から芸術文化ホール」や「東地区から大曲の病院、商業施設」。）

他市街地・市外へは、地区内市街地拠点のバス停から路線バスなどをご利用ください。

### ■お問い合わせ

北広島市役所企画財政部政策調整課 Tel 011-372-3311（内線 685） Fax 011-372-3850